

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1. 個人市民税関係

(1) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の追加

- ・令和7年度税制改正において所得税の基礎控除は引き上げられたが個人市民税の基礎控除は引き上げられなかったことに伴い、所得税は非課税でも個人市民税の税額計算において配偶者や扶養親族などの情報を把握する必要がある以下の者を扶養親族等申告書の提出義務者に加える。

①特定配偶者、扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）、特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

②年金受給者本人が、障がい者、寡婦、ひとり親に該当する者

[第28条、第29条の2、第29条の3]

(2) セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例）の延長

- ・スイッチOTC医薬品（医療用から転用された医薬品）の購入費に係る医療費控除の特例措置を恒久化し、その他の医薬品の購入費に係る医療費控除の特例措置を令和14年度分まで5年延長（租税特別措置法による延長）する。

[付則第7条]

(3) 個人市民税における住宅ローン控除の延長

- ・所得税における住宅ローン控除が以下のとおり延長・拡充されることに伴い、所得税から控除しきれなかった額を個人市民税から控除する措置についても同様に延長する。

① 入居の期限を令和12年12月31日まで、5年延長する。（改正前は令和7年12月31日まで）

② 省エネ性能の高い既存住宅について、借入限度額を引き上げ、更に特例対象個人への借入限度額を引き上げる。

※特例対象個人：年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者

③ 省エネ基準適合以上の既存住宅の控除期間を10年間から13年間に拡充する。

④ 令和12年度以降、新築等が認められなくなる予定の省エネ基準適合住宅は、新築住宅・既存住宅ともに借入限度額を見直した上で、新築住宅は令和10年以降は適用対象外とする。

⑤ 床面積要件について、40㎡以上に緩和する措置を既存住宅の取得にも適用する。

[付則第8条の3]

【所得税における住宅ローン控除の見直し概要】

区分		改正前		改正後	
		借入限度額	控除期間	借入限度額	控除期間
認定住宅	新築住宅等	4,500万円 (5,000万円)	13年	改正なし (改正なし)	改正なし
	既存住宅の取得	3,000万円	10年	3,500万円 (4,500万円)	13年
ZEH水準 省エネ住宅	新築住宅等	3,500万円 (4,500万円)	13年	改正なし (改正なし)	改正なし
	既存住宅の取得	3,000万円	10年	3,500万円 (4,500万円)	13年
省エネ基準 適合住宅	新築住宅等	3,000万円 (4,000万円)	13年	2,000万円 (3,000万円)	改正なし
	既存住宅の取得	3,000万円	10年	2,000万円 (3,000万円)	13年

※表中（ ）書きは、特例対象個人の借入限度額

(4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の見直し

- ・譲渡をした土地等が、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、特例措置の適用対象外とする。

[付則第11条の2]

(5) 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人市民税の特例の追加

- ・暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。）の譲渡等をした場合について、その譲渡等による譲渡所得等は、他の所得と分離して3%の税率により課税する。（通常税率は6%）

[付則第8条の4、付則第12条の2の3]

2. 固定資産税関係

(1) 固定資産税の免税点の見直し

- ・家屋に係る免税点を20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を150万円から180万円にそれぞれ引き上げる。

区分	改正前	改正後
土地に係る免税点	30万円	変更なし
家屋に係る免税点	20万円	30万円
償却資産に係る免税点	150万円	180万円

[第69条]